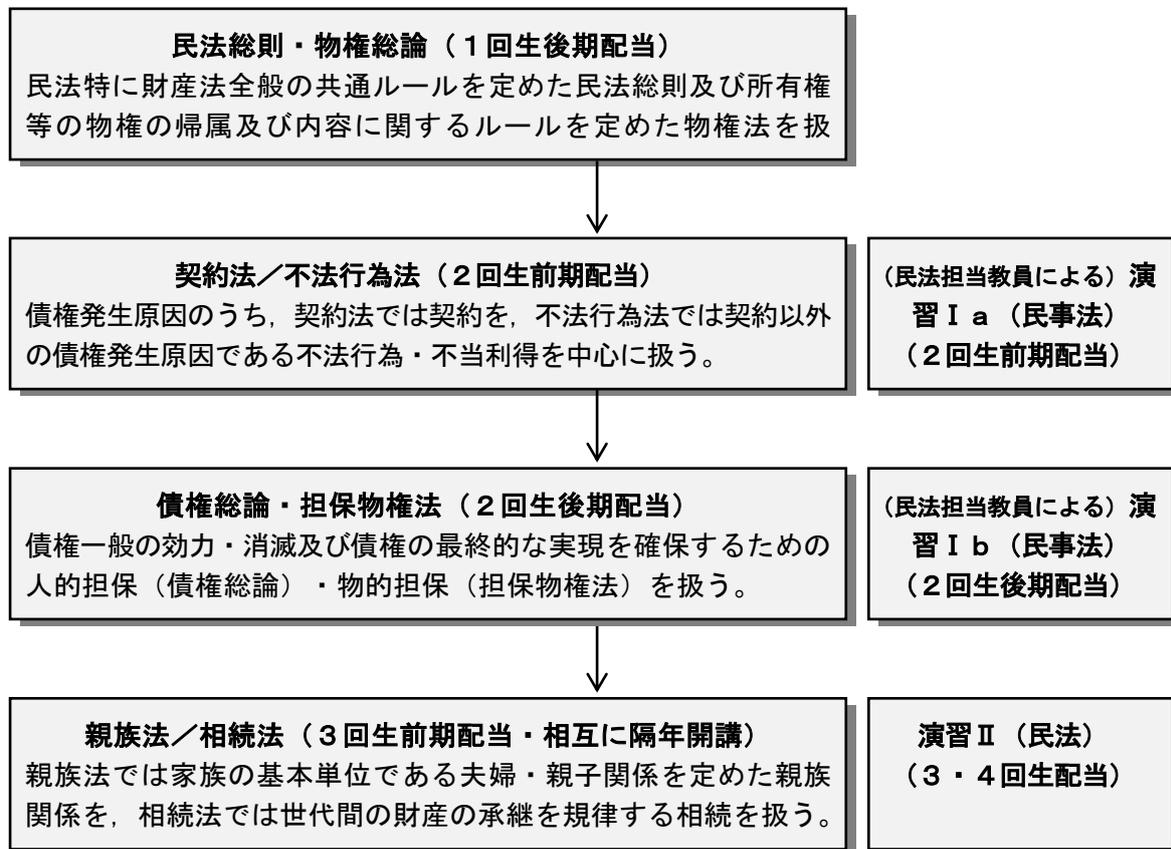


民法の学び方



- ① 民法典は、「総則」「物権」「債権」「親族」「相続」という5編から成り立っているが、本学では、従来、受講生の理解促進のため、民法典の編別を組み替えたカリキュラム編成を採ってきた。
 - ② まず、1回生後期には「民法総則・物権総論」を置いている（法典上は「総則」及び「物権」の前半部にあたる。）。民法の学び方や予備知識を解説したうえで、民法全体に関わるルールである「総則」、物を支配する権利である「物権」に関するルールを学ぶ。
 - ③ 2回生前期には「契約法」及び「不法行為法」を置いている（法典上は「債権」の後半部にあたる。）。前者では、他者と契約をした場合の法的効果に関するルールを学ぶ。後者では、交通事故や名誉毀損等、他者の権利利益を侵害してしまった場合の法的処理に関するルールを学ぶ。
 - ④ 2回生後期には「債権総論・担保物権法」を置いている（法典上は「債権」の前半部及び「物権」の後半部にあたる。）。人に行為を請求する権利である債権の一般ルールや、債権の実現を確保するための担保に関するルールについて学ぶ。
 - ⑤ 3回生前期（相互に隔年開講）には「親族法」及び「相続法」を置いている。これらの家族関係法は身近ではあるが、財産関係と完全に切り離せるわけではない。そこで、2回生までに学習したその他の科目の知識を総動員して学習に取り組んでもらえるよう、3回生前期の配当としている。
 - ⑥ なお、民法の理解をより深めたい者には、民法担当教員による「演習 I a（民事法）」（2回生前期）、「演習 I b（民事法）」（同後期）及び「演習 II（民法）」（3・4回生）が用意されている。
- ※ 平成28年度にカリキュラムを含めた改革が予定されており、科目名等は変更になる可能性がある。